（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第四回	百三十億円	九十二円七十八銭
〃	〃	五十億円	九十二円八十五銭
〃	〃	五十億円	九十二円九十銭
〃	第五回	二十五億円	九十四円二十二銭
〃	〃	十二億円	九十四円四十銭
〃	第六回	二億円	九十四円一銭
〃	〃	百六十七億円	九十四円十銭
〃	〃	十億円	九十四円十五銭
〃	〃	十億円	九十四円十六銭
〃	第七回	六億円	九十四円二十銭
〃	〃	二十億円	九十三円五十銭
〃	〃	三十億円	九十三円五十四銭
〃	第十回	五十億円	九十四円十銭
〃	〃	十九億円	九十四円十二銭
〃	〃	十億円	九十四円二十七銭
〃	〃	五十億円	九十四円三十銭
〃	第十一回	六億円	九十四円四十二銭
〃	第十二回	四億円	九十三円六十九銭
〃	〃	十二億円	九十三円八十七銭
〃	〃	十億円	九十三円九十一銭
〃	第十三回	八十億円	九十四円五十銭
〃	第十四回	十億円	九十三円五十五銭
〃	〃	五十億円	九十三円五十七銭
〃	第十六回	二十億円	九十三円九十銭
〃	〃	三十二億円	九十三円九十二銭
〃	〃	三十億円	九十四円
〃	〃	三十億円	九十四円七銭
〃	〃	十億円	九十四円十銭
合計	一千十億円		

○財務省告示第四百七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年十一月三十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年十二月二十五日

財務大臣　藤井　裕久

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	九億円	百円六十九銭
〃	〃	二億円	百円七十一銭
〃	〃	七億円	百円七十五銭
〃	〃	三十億円	百円八十五銭
〃	第九回	六億円	百円二銭
〃	〃	二億円	百円四銭
〃	〃	十五億円	百円二十銭
〃	第十回	二十億円	九十九円七十銭
〃	第二十二回	三十一億円	九十九円九十二銭
〃	〃	五十億円	九十九円九十八銭